

西新ゴルフセンター

ICカード利用規約

(目的)

- 第1条 本規約は、西鉄ウェルネス株式会社(以下「会社」といいます)運営・管理の西新ゴルフセンター(以下「当センター」といいます)が、ICチップを内蔵するカード等に記録された金銭的価値等(以下「ICカード」といいます。)についての取り扱いとその利用条件を定めることを目的とします。
- 2 ICカードについては本規約に則って取扱うものとし、カードの所持者(以下「利用者」とします)は本規約に従ってICカードを利用するものとします。

(種別)

- 第2条 当センターが発行するICカードの種別は次の通りとします。
- ① 当センターがおお客様の個人情報を取得し、お客様にご利用いただくICカード(以下「会員用カード」といいます。また、会員用カードの利用者を「会員」といいます)
 - ② 当センターがおお客様の個人情報を取得せず、お客様にご利用いただくカード(以下「ビジター用カード」といいます。また、ビジター用カードの利用者を「ビジター」といいます)

(ICカードの発行)

- 第3条 会員用カードは、本規約の内容を承諾のうえ、当センター所定の入会申込書に記入による申し込み手続きをするものとし、会社がこれを受理した場合、名義1名につき1枚、ICカードを発行します。
- 2 ビジター用カードは、本規約の内容を承諾のうえ、当センターの受付への申し出または当センター内に設置したカード発券機により発行します。
- 3 会員用カードは利用者本人のみ利用できるものとし、第3者に譲渡・貸与することはできません。
- 4 前項に違反してICカードが不正に使用された場合、当該ICカードの利用を停止いたします。
- 5 ICカード発行の際に、発行手数料として1枚につき300円を収受し、ICカード返却の際に返金は致しません。

(チャージ)

- 第4条 ICカードをご利用の際は、あらかじめ利用金額をICカードへチャージをしてください。
- 2 現金でのチャージの場合は自動入金機をご利用ください。交通系ICカード・QR決済・クレジットカードによるチャージは当センターのフロントに申し出てください。
- 3 利用者はやむを得ない事情がある場合、当センターへICカードの返却および利用者本人であることを確認できた場合にのみ、残額の払い戻しを請求することができます。
- 4 ICカードの未使用ポイントについては、当センターがカードの発行および利用を廃止した場合を含め、いかなる場合も換金いたしません。

(残高の確認)

- 第5条 ICカードの残高は、入金機・ボール貸出機・フロントで確認することができます。

(ポイント)

- 第6条 ICカードの利用により、会社ならびに当センターの基準に従ってポイントが付与されます。
- 2 蓄積したポイントは1ポイント=1円として使用できます。
- 3 ポイントは現金との交換・第3者への譲渡はできません。

(ICカード利用の停止・利用資格の喪失)

- 第7条 利用者が本規約に違反した場合、もしくは違反するおそれがある場合、その他ICカードの利用状況が不適切であると当センターが判断した場合、事前に通知する事なく、ICカードを一時停止する措置をとることができます。
- 2 ICカードの利用状況が適当でないとき当センターが判断した場合、その他当センターが必要と認めた場合、何らかの通知、催告を要せずしてICカードの利用資格を喪失させ、かつICカードを無効とする(この場合、チャージ金額ならびにポイントはすべて失効いたします)ことができるものとします。この場合利用者は当センターに直ちにICカードの返却をおこなうものとします。

(ICカードの自己管理)

- 第8条 ICカードを紛失し、または盗難にあった場合およびICカードが破損した場合の利用者の損害について、会社ならびに当センターは一切の責任を負いません。

(ICカードの再発行)

- 第9条 ICカードの紛失や破損により、利用者から再発行の申し出があった場合、ICカードは本人確認ができた場合のみ、再発行いたします。この場合、再発行手数料として金300円頂戴し、以前のICカードは無効となります。

(ICカードの失効)

- 第10条 ICカードにて当センターでの最終ご利用日から10年間ご利用がない場合、カードは無効となり、チャージ金、ならびにポイントはすべて失効いたします。
- 2 ICカードを失効させることを希望する場合、会員およびビジターは、当センターのフロントにて所定の書面によりその旨を申し出るものとし、会社は当該申出に応じてICカード(チャージ残高およびポイント残高を含む)を失効させるものとします。
- 3 会社は、会員及びビジターが以下の各号のいずれかに該当した場合および当センターの規約に基づき会員が除名された場合、通知、催告を要することなくICカード(チャージ残高およびポイント残高含む)を失効させることができるものとします。
- ① 申込書に虚偽の記載をしたことが判明した場合
 - ② 暴力団関係者であると会社が客観的事実に基づき判断したとき
 - ③ 前号に該当するものを同伴しあるいは紹介して当練習場を利用させたとき
(ア) 本規約およびその他諸規則に違反し、会社が利用者として不適格であると判断した場合
(イ) ICカードの利用にあたり、不正な行為があった場合
(ウ) 死亡し、または保佐、後見開始の審判を受けた場合
 - ④ 会員及びビジターによって、会社または第三者が損害を被った場合、会員及びビジターはただちにその損害を賠償するものとします。

- ⑤ ICカードが失効した場合、会員又はビジターはICカードを会社に返還するものとします。

(登録事項の変更)

- 第11条 会員は住所、氏名、電話番号等、登録の際の届出事項に変更が生じた場合は、すみやかに当センターフロントまで申し出てください。

(不慮の事故による損害)

- 第12条 天災等、当練習場の責任に帰すべからざる事由から発生した利用者の損害については、当センターは責任を負いません。

(規約の改定)

- 第13条 当センターは、本規約または提供するサービスの内容を、予告なく変更・改定または廃止する場合があります。会員およびビジターは変更後の規約に従うこと、あるいは廃止を受け入れることをあらかじめ承諾するものとします。なお、変更・改定・廃止の内容は当センター内に掲示いたします。
- 2 当センターは運営上の都合や障害の発生により、本規約に定めるサービスの提供を予告なく一時的に中断することがあります。
 - 3 前二項の場合において、当センターは一切の責任を負いません。

(個人情報目的)

- 第14条 会員からお預かりした個人情報は以下の場合に限り使用し、その目的以外に使用することはありません。
- ① 当センターのサービス、商品、各種イベント・キャンペーンの案内
 - ② ICカードの再発行を行う場合
 - ③ 会社のサービス・商品等に関するアンケートの実施
 - ④ 新たなサービス・商品の開発
 - ⑤ 当センターのサービス、商品、各種イベント・キャンペーンの運営、管理
 - ⑥ お問い合わせ、ご依頼等への対応

(個人情報の提供および開示について)

- 第15条 会員からお預かりした個人情報は以下の場合を除き、本人の同意なく第三者に開示または提供いたしません。
- ① 法令に基づき、公的機関から開示を求められた場合
 - ② 当センター内においての事故等により保険会社に提供する場合
 - ③ 会員の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき
 - ④ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の遂行のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき

(利用者資金の保全方法)

- 第16条 前払式支払手段の保有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律第14条第1項に基づき、前払式支払手段の基準日未使用残高の半額以上の額の発行保証金を、法務局等に供託等することにより、資産保全することが義務付けられており万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済に関する法律第31条に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。
- 2 会社の利用者資金の保全方法は金銭による供託となります。

(無権限取引により発生した損失の補償等の対応方針)

- 第17条 会社は、お申し出の日から30日前までに発生した無権限取引によりお客様に生じた損失を、お客様に故意または重大過失がない限り補償します。

(合意管轄裁判所)

- 第18条 会員およびビジターは、当センターとの間に紛争が生じた場合、福岡地方裁判所、または福岡簡易裁判所を専属的管轄裁判所とすることに同意するものとします。

以上

西鉄ウェルネス株式会社

西新ゴルフセンター

〒814-0003

福岡市早良区城西2丁目2番29号

TEL 092-843-2419